

令和 6 年 3 月 14 日開会

第 763 回むつ市教育委員会会議

議 案 等 関 係 書 類

< 目 次 >

議案第1号 むつ市教育研修センター条例施行規則の一部を改正する規則
(学校教育課)

< 事務局からの報告事項 >

報告第1号 臨時代理した事項の報告について (総務課)

< そ の 他 >

議案第1号

むつ市教育研修センター条例施行規則の一部を改正する規則

むつ市教育研修センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定したいので、
むつ市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和6年3月14日提出

むつ市教育委員会教育長 阿部 謙一

提案理由

本案は、現状において当該規則に開館時間及び休館日が定められていないことから、施設の利用状況に即した運営体制とするために、所要の条文改正を行うためのものである。

むつ市教育研修センター条例施行規則の一部を改正する規則

令和 6 年 3 月 日 公 布
むつ市教育委員会規則第 1 号

むつ市教育研修センター条例施行規則（平成 4 年教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「組織」を「管理運営」に改める。

第 2 条第 1 項中「、所長補佐」を削る。

第 3 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項から第 7 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

第 3 条の次に次の 2 条を加える。

（開館時間）

第 4 条 センターの開館時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

ただし、所長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第 5 条 むつ市教育研修センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、所長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) 教育委員会が定める学校閉庁日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

報告第1号

臨時代理した事項の報告について

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理したので同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

令和6年3月14日

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

夏季における児童生徒の熱中症等による健康被害を防止し、安全な教育環境を確保するため、工事期間不足等の理由で令和6年夏までにエアコン設置がされない市内各小中学校の普通教室等に、ポータブルクーラー等を配備するにあたり、むつ市議会第259回定例会に本案を追加提案する必要があることから、臨時代理したものである。

臨 時 代 理 書

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和6年 2月26日

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

1 取得する財産

物品

品 名	数 量
ポータブルクーラー	232式
ウインドクーラー	78式
延長ケーブル	310本

2 契約の相手方 むつ市金谷一丁目9番25号

株式会社 東京堂

代表取締役社長 内田 征吾

3 取得価格 24,498,100円

4 取得の目的 市内各小中学校にポータブルクーラーまたはウインドクーラーを配備する。

5 契約の方法 指名競争入札